

年金のお知らせ

◇令和元年度の

年金額改定について

総務省から平成30年平均の全国消費者物価指数が公表され、対前年比1.0%の上昇となりました。これを踏まえ、令和元年度の年金額は、法律の規定により、前年度から0.1%の引上げとなります。

◇学生納付特例

申請書の送付

平成30年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和元年度も在学予定の方に「国民年金保険料学生納付特例申請書」を日本年金機構からお送りしています。申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和元年度の学生納付特例を申請することができます。

この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校などに変更がある方は、このハガキで申請することとはできませんので、青梅年金事務所または役場住民課に在学証明書などを添付して申請してください。

◇国民年金保険料

免除等の申請

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場住民課の窓口で手続きをしてください。

令和元年度分（令和元年7月から令和2年6月分まで）の免除などの受付は令和元年7月1日から受け付けします。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30-3410 住民課 ☎83-2182

固定資産税納税通知書・課税明細書を共有者の方にも送付しています

共有名義で所有されている固定資産について、代表者以外の方にも「固定資産納税通知書（共有者用）および課税明細書」を送付しています。

これは、固定資産を2人以上の共有名義で所有されている場合、共有者全員が連帯納税義務者となることから、代表者以外の方にも固定資産の評価額や税額などをお知らせし、ご確認いただくためです。

なお、固定資産税の納付書はこれまでどおり、共有の代表者へ送付しています。

納税者の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2190

地籍調査後の固定資産税土地の課税について

固定資産税における土地の課税については、毎年1月1日現在の土地の現況と登記地積で計算します。

そのため、国土調査法に基づき実施された地籍調査の登記が完了した年の翌年度から、新しい登記地積で固定資産税を課税することとなります。

令和元年度は、梅沢（浜竹、東平、西平、石神）と丹三郎（坂下、坂下入、水神前、熊谷平、稻荷前）を、新しい地積で課税しています。

課税内容については、固定資産課税明細書でご確認いただくようお願い

します。納税者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。 ※問い合わせは、固定資産税については、住民課 ☎83-2190 ・地籍調査については、環境整備課 ☎83-2367